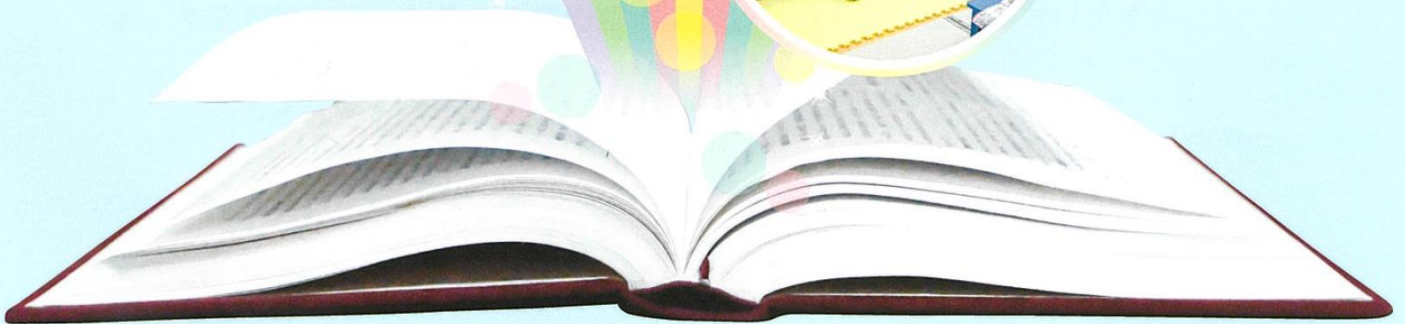


第四次 袖ヶ浦市 子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月
袖ヶ浦市教育委員会



はじめに

読書はすべての教育の基礎であり、「読む、書く、話す、聞く」力を育て、コミュニケーション能力を高めるものです。乳幼児期の子どもにとって、家庭での「読み聞かせ」は、親の愛情を感じ取り、健やかな心を育む機会となります。

また、知識や経験の少ない子どもにとって、読書は未知の世界を広げるとともに、相手の気持ちを理解し、思いやる心を学ぶ手段でもあります。

国においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）」の中で、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、子どもの読書活動を、乳幼児期から成長期における重要な取り組みとして位置付けています。

一方、近年では、SNSなどの情報通信手段が急速に発展しています。子どもを取り巻く環境が大きく変化し、価値観が多様化する中で、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が憂慮されており、本市としても、積極的な対応が求められていると認識しております。

これまで本市では、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に基づき、行政と市民の連携・協働により、子どもたちに多様な読書体験の機会を提供してまいりました。

このたび、第三次計画の基本方針・理念を引き継ぐとともに、成果と課題を整理し、今後の子どもを取り巻く社会情勢を視野に入れ、「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

子どもたちが、その成長過程に大きな役割を果たす読書の楽しさを知ることができるように、「読書が好き！」と言える子どもの育成を目指して、「読書のまち そでがうら」の実現に向けて邁進してまいります。

この第四次計画に基づき、子どもたちがさまざまな機会の中で、本と出会い、楽しさに気づき、豊かな感性と心を身に付ける一助となることを願っています。

最後に、第四次計画策定にあたりご尽力いただきました、策定検討委員の皆様をはじめ、策定検討部会・関係諸機関の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

袖ヶ浦市教育委員会教育長 御園 朋夫



目 次

第1章 第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	2
第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	3
第3章 第三次計画期間における取組の推進状況	5
1 第三次計画における目標指標の実績	5
2 第三次計画期間の成果	6
3 第三次計画期間の課題	7
第4章 第四次計画の基本的な方針	8
1 基本理念	8
2 基本方針	9
第5章 第四次計画の具体的な取組	10
1 読書に親しむ機会の充実	11
2 読書環境の整備	13
3 普及啓発活動の推進	15
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項	16
1 方策の推進体制	16
2 目標とする数値	17
関係資料	18

第1章 第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国では平成12年を「子ども読書年」と定め、平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」が施行されました。この法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進することとし、国や地方自治体の責務を定めています。

これを受け、翌年、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画を策定しました。その後国は、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、そして、平成30年に第四次基本計画を策定しました。

またその間、平成18年に「教育基本法」の改正、平成20年に「社会教育法」と「図書館法」、平成26年には「学校図書館法」が改正され、子どもの読書活動に関する法制上の整備が行われるとともに、平成17年に「文字・活字文化振興法²」の制定、平成22年を「国民読書年³」と定め、政官民が協力した取組が行われてきました。

千葉県においては、国の基本計画に基づき、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」、平成22年に「第二次千葉県子どもの読書活動推進計画」、平成27年に「第三次千葉県子どもの読書活動推進計画」、令和2年に「第四次千葉県子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

本市においても平成18年度に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画（計画期間は平成19年度～平成22年度）」を策定、平成22年度には「第二次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」、平成27年度に「第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その間、子どもの読書環境の整備に取り組むとともに、子どもの読書に関する様々な活動を推進してきましたが、令和2年度をもって、「第三次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」が最終年度を迎えます。

そのため、学習指導要領の改訂、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号、読書バリアフリー法⁴）」等の読書活動に関連する法制上の整備等の情勢を踏まえ、これまでの取組や成果及び課題を明らかにするとともに、子どもの読書活動を一層推進し、「読書のまち そでがうら」の一層の充実を図るため、「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

¹ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 資料P19 参照

² 「文字・活字文化振興法」 資料P21 参照

³ 「国民読書年」 資料P23 参照・・・「国民読書年に関する決議」

⁴ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 資料P24 参照

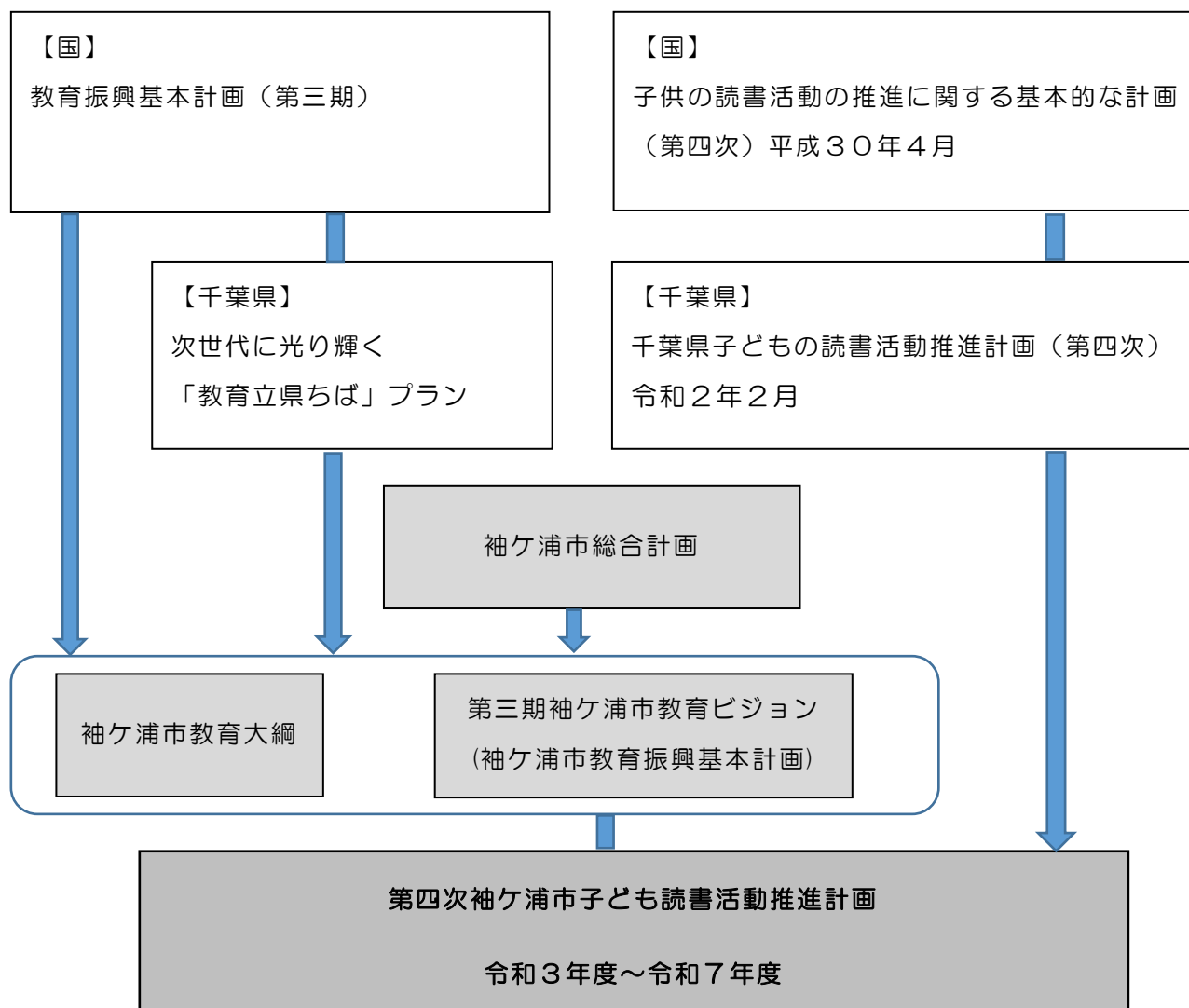
2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するために定めた第四次の計画です。

本市の基本的な施策を体系的に定めた「袖ケ浦市総合計画」、本市の教育の更なる充実に向けた指針である「袖ケ浦市教育大綱」、本市の教育目標及び基本方針を明らかにした「袖ケ浦市教育ビジョン（袖ケ浦市教育振興基本計画）」と整合性を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



第2章 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定

平成30年4月に閣議決定された「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」においては、①中学生までの読書習慣が不十分、②高校生の読書に対する関心の低下、③スマートフォンの普及等による読書環境への影響の可能性があるという現状分析のもと、国・都道府県・市町村は、様々な機関と連携して発達段階に応じた読書習慣を形成する取組を推進することとしています。また、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることも重視しています。

2 学校図書館法の改正

平成26年6月に「学校図書館法」が改正され、学校司書が法制化、翌年4月より学校司書の各学校への配置が勧められました。その後、平成28年11月「学校図書ガイドライン」「学校司書モデルカリキュラム」により、学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラムが提示されました。

平成29年4月「学校図書館図書整備等5か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置等の環境整備が求められています。

3 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第49号）」が令和元年6月に施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

4 学習指導要領等の改訂

平成29年に「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領」、「保育所保育指針」、平成30年に「高等学校学習指導要領」が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校では、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実させることや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの自主的及び自発的な読書活動を充実することが規定されています。小学校においては、これま

で5年生・6年生で行っていた外国語活動が3年生で始まるとともに、新たに5年生・6年生において外国語が教科となり、授業時数が増えることとなりました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園において、乳幼児が絵本や物語等に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、絵本や童話などを読み聞かせてもらい、イメージを広げることができる機会を積極的に創り出していくことが求められます。

5 情報通信手段の普及・多様化

近年のスマートフォンの普及や、それを活用した Social Networking Service（以下、「SNS」という。）等の情報通信手段の多様化は、利便性が向上した反面、それらの利用に多くの時間を費やす子どもが増えることで、読書時間の減少等、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があります。

6 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関わり

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

「袖ヶ浦市総合計画」「袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしております。そのため、本計画においても、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することを目的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 第三次計画期間における取組の推進状況

1 第三次計画における目標指標の実績

基本方針	評価指標	第三次計画 目標値	令和元年度 実績値
①読書に親しむ機会の充実	読書が好きな子どもの割合 (小学校6年生・中学校3年生)	小6:83% 中3:83%	小6:77.4% 中3:70.2%
	保育所での出張おはなし会の回数	12回	12回
	小中学校の学校図書館における 一人あたりの本の貸し出し冊数	小:60冊 中:20冊	小:67.5冊 中:15.4冊
	「図書館を使った調べる学習コンクール」 への参加率	70%	90%
	夏のトショロ月間の目標参加者数	1,350人	2,163人
	ブックスタートにおける本の配布率	100%	82%
	おはなし会の参加者数 (図書館内・館外の合計)	13,000人	12,759人
②読書環境の整備	幼稚園における保護者の読み聞かせ ボランティアの登録人数	50人	51人
	図書館ボランティアの育成	70人	71人
	蔵書率100%に達している 市内小中学校の数	小:全校 中:全校	小:8/8(100%) 中:4/5(80%)
③普及啓発活動の推進	家庭教育学級における読書の普及啓発に 関する講座の開催回数	3回	1回
	図書館における児童用 「お薦め本リスト」の発行回数	4回	4回
	学校との連携(図書館内掲示や催し物等) による読書普及事業の回数	10回	15回
	学校図書館支援センターのホームページの 閲覧回数	8,000回	7,330回 ⁵ ※H30実績

⁵ 「学校図書館支援センターのホームページの閲覧回数 — 7,330回」
ホームページの更新により、令和元年度実績値不明のため、平成30年度の実績値を記載。

2 第三次計画期間の成果

第三次計画の「各方策における具体的な取組」「目標とする数値」についての成果は以下のとおりです。

- ・市立図書館・公民館図書室では、おはなし会やこどもの読書週間記念スタンプラリーなど、各種読書普及事業を実施し、図書館の利用促進を図ることができました。
- ・中央図書館では、4か月児教室参加者に対して、絵本を読み聞かせし、プレゼントする「ブックスタート」を実施し、絵本を通じた親子のふれあいの機会の大切さを啓発しました。また、会場で対象児の図書館利用券の発行を受け付けることで、その後の図書館利用に繋げることができました。
- ・市民会館・各公民館では、主に乳幼児を対象とする家庭教育学級において、読書関連の事業を実施し、講座参加者から高い満足度を得ることができました。
- ・幼稚園では、保護者の読み聞かせボランティアの積極的な活用に努め、父親の参加を促すとともに、エプロンシアターやパネルシアター等、充実した活動に発展させることができました。
- ・保育所では、図書館のおはなし会ボランティアの活用に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、ボランティアと子どもの交流を図ることができました。
- ・小中学校において、朝の読書活動を継続実施することで、読書に対して抵抗感がある子どもも、日常的に読書に取り組むことができました。
- ・小中学校では、「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を推進し、子どもの意欲向上、情報活用能力の育成を図ることができました。なお、全国規模の「図書館を使った調べる学習コンクール」においては、上位入賞作品数が20年連続で全国1位となるなど、子どもの作品が輝かしい成果をあげることができました。



3 第三次計画期間の課題

第三次計画の「各方策における具体的な取組」「目標とする数値」についての課題は以下のとおりです。

- ・「全国学力・学習状況調査 質問紙」の「読書は好きですか」という設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた子どもの割合が目標値を下回っており、第三次計画策定時の現状値（平成27年度）と比較して、読書が好きな子どもが減少傾向にあります。

平成27年度	小学6年生	80.4%	／	中学3年生	71.6%
令和元年度	小学6年生	77.4%	／	中学3年生	70.2%

- ・各家庭において、読書に対する意識が大きく異なることから、保護者をはじめとする大人に対して、読書の普及・啓発に取り組む必要があります。
- ・読書普及事業を円滑に運営し、更なる内容の充実に努めるため、各種ボランティアの登録人数増に向けた取組や、人材の育成について検討する必要があります。
- ・図書館を利用する子どもや子どもの読書活動に関わる方からのニーズは年々専門的かつ広範囲になっています。そのため、市立図書館、学校図書館等の担当職員の一層の専門的資質の向上を図るとともに、適切な職員配置を行う必要があります。
- ・特別な支援を必要とする子どもや日本語を母国語としない子どもを含むすべての子どもに対し、等しく読書の機会を提供するよう努める必要があります。
- ・「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議⁶」等を活用し、情報通信手段の多様化が子どもに及ぼす影響の把握・分析に努める必要があります。また、SNS等を利用した効果的な情報発信の手法を取り入れていく必要があります。



出張おはなし会（保育所）



絵本の部屋（幼稚園）



魅力あふれる学校図書館



おはなし会（小学校）

⁶ 「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」

「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・検証をし、本会議において情報交換をすることにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

第4章 第四次計画の基本的な方針

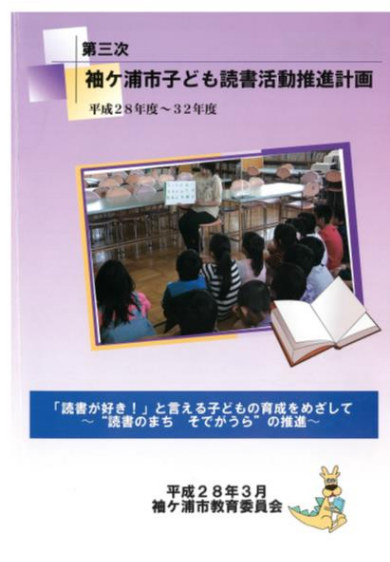
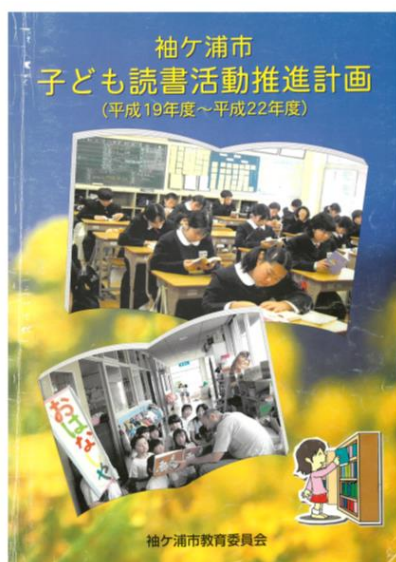
1 基本理念

「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして
“読書のまち そでがうら”の推進

第三次子ども読書活動推進計画（以下、「第三次計画」という。）期間においては、家庭・地域・学校等、それぞれの機関が有機的に連携し、子どもの発達段階に合わせた取組の充実を図りました。また、子どもの読書活動の現状、国の第四次基本計画における目標から、今後取り組むべき主な課題としては、「読書習慣の形成に向けた、発達段階ごとの効果的な取組の推進」「読書への関心を高める取組の充実」「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析の必要性」等が挙げられます。

子どもの成長過程において、読書は非常に大きな役割を果たしています。子どもは、自主的な読書活動を通して、言葉を学び、感性を磨きながら、自分自身で考える力や表現力、想像力を身に付けるとともに、多くの知識を習得し、多様な文化、価値観を理解することができます。子どもが今以上に読書に親しみ、読書習慣を定着させるためには、子ども自身が読書の楽しさを知り、読書を好きになることが必要です。

このように、袖ヶ浦市における子どもの読書活動に関する意義や重要性は変わらないことから、第四次計画においても、第三次計画の基本理念『「読書が好き！」と言える子どもの育成をめざして“読書のまち そでがうら”の推進』を継承します。第四次計画では、第一次～第三次までの方針・取組内容の拡充を行うことによって、継続的かつ効果的な推進を目指します。



2 基本方針

（１）読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、家庭・地域・学校等それぞれの機関において、子どもが読書に親しむ機会を幅広く提供していきます。また、家庭・地域・学校等が横断的に相互の連携・協力を図りながら、子どもの発達段階に応じた支援を行い、社会全体で子どもの多様で豊かな読書活動を推進します。

（２）読書環境の整備

社会全体で子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進するため、家庭・地域・学校等の各機関において、発達段階に応じた設備や人的環境、蔵書の整備・充実に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもや日本語を母国語としない子どもを含むすべての子どもの読書活動を支える環境を充実させる必要があります。加えて、近年、スマートフォンの普及による情報通信手段の多様化により、SNSの使用に時間を費やす子どもが増え、読書離れの進行が危惧されることから、各機関と施策の方向性や成果と課題について情報共有を図ることができる「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、読書活動推進体制の強化を図ります。

（３）普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人の理解・協力が不可欠です。そのため、子どもを支える保護者をはじめとする周囲の大人に対しても、読書活動への理解と関心を高めるため、読書活動の意義や重要性についての普及啓発を図ります。

また、情報通信手段の多様化により読書離れの進行が危惧される一方で、読書に関する情報入手の手段等の有用性が認められることから、SNS等を活用した情報発信に努めます。

第5章 第四次計画の具体的な取組

第4章で述べた「基本方針」に対する具体的な取組の体系は以下のとおりです。

基本方針	方 策	具 体 的 な 取 組
1 読書に親しむ機会の充実	(1)家庭・地域における取組	①家庭における読書習慣の定着 ②公民館講座の内容の工夫 ③ボランティアと連携した各種イベントの開催
	(2)学校等における取組	①読み聞かせボランティア、出張おはなし会の積極的活用（幼保） ②読書祭りや読書集会等の行事の運営（小中） ③全校一斉「朝読書」等の活動の継続（小中） ④「学校図書館運営計画」による計画的活用（小中） ⑤「各教科の年間指導計画」による計画的活用（小中） ⑥「調べ学習ガイダンス」の実施（小中）
	(3)図書館等における取組	①おはなし会等、絵本の読み聞かせの開催 ②小中学校・高等学校等との積極的な連携・協力 ③「ブックスタート」による家庭教育支援 ④「こどもの読書週間」イベントの開催による啓発
	(4)行政における取組	①「図書館を使った調べる学習コンクール」の推進
2 読書環境の整備	(1)家庭・地域における取組	①家庭における日常的な読書への取組
	(2)学校等における取組	①発達段階に応じた図書の選定会の実施（幼保） ②絵本コーナーの整備・充実（幼保） ③学校図書館の資料の整備・充実（小中） ④「多文化共生の視点」等に立った資料の充実（小中）
	(3)図書館等における取組	①ボランティアの計画的養成 ②「多文化共生の視点」等に立った資料の充実 ③外国語資料の活用 ④音声デジター ⁷ 等の活用
	(4)行政における取組	①蔵書管理システムによる資料の活用（小中） ②情報機器を利用した調べ学習の推進（小中） ③学校司書の継続的配置（小中） ④学校図書館支援センターの事業の充実 ⑤博学連携と図書流通システムの活用 ⑥「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」の開催
3 普及啓発活動の推進	(1)家庭・地域における取組	①公民館講座における学習機会の充実 ②様々なガイドブックの活用
	(2)学校等における取組	①おたよりの発行等による読書活動の普及（幼保） ②図書館だよりによる学校図書館の利用促進（小中）
	(3)図書館等における取組	①おすすめ図書リストの発行 ②ホームページ、SNSを活用した情報発信
	(4)行政における取組	①NPO、民間ボランティア団体等に対する支援

⁷「音声デジター」

読書が困難な人のための録音図書。

1 読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭・地域における取組

- ①家庭は、子どもが初めて本や物語と出会う場所と言われています。家族が読書に理解を深め、本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら、子どもの読書習慣が定着するよう努めます。
- ②市民会館・各公民館における家庭教育学級等の講座運営にあたり、市立図書館と連携を図りながら、子どもの読書活動の定着に向けた学習内容を検討します。
- ③地域における読書活動を推進するために、市民会館・各公民館において、各種ボランティア等と連携したイベントを開催します。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園では、子ども一人ひとりの興味や関心に合わせた絵本を選び、子どもと職員や親とのつながりを大切にしながら読書活動を推進します。また、教師の読み聞かせに加え、保護者の読み聞かせボランティア組織の積極的活用に努めます。保育所では、子どもに絵本やおはなしの世界の楽しさを伝えるとともに、集中力、好奇心、人との関わりの中で信頼感等を育てることを目的に、「出張おはなし会」の継続的な実施に努めます。
- ②小中学校では、子どもの自治的な活動である児童会、生徒会等が読書祭り・読書集会等の行事を主体的に運営できるよう活動を支援するとともに、各学校間で行事の内容に関する情報交換を定期的に行います。
- ③小中学校では、読書習慣の定着を目指し、全校一斉の「朝読書」を継続して行います。また、定期的に図書委員によるおすすめの本の貸し出し、おはなし会ボランティアによる素話などを取り入れることで、多様な読書体験の機会を提供します。
- ④小中学校では、「学校図書館運営計画」を中核としながら、「学び方ガイド⁸」の体系表等を利用して、学校図書館の計画的活用にあつめます。また、全教職員共通理解のもと連携・協力して子どもの読書指導を行います。
- ⑤小中学校では、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨をふまえ、各教科や領域において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成、情操の涵養^{かんよう}に重要な読書活動を推進することが要請されます。そのため、

⁸「学び方ガイド」

子どもが主体的に情報を活用しながら課題に取り組んでいくための「学習スキル」を市独自でまとめたもの。平成14年に小学校版、平成15年に中学校版を発行し、現在、第3版まで発行されている。

学校全体で情報を共有し、多様な読書活動を各教科の年間指導計画に位置付けることにより、国語科を要としつつ、すべての教科等を通じた体系的な読書活動を推進します。

- ⑥小中学校では、探究型の学力育成を図るために、「調べ学習ガイダンス」を実施し、「図書館を使った調べ学習」の取組を一層推進します。

（３）図書館等における取組

- ①家庭における読書活動を推進するため、市立図書館において、「おはなし会」「えほんのへや」「わらべうたであそぼう」等、子どもの発達段階に応じた読書普及事業を開催し、子どもや親子が読書に親しむ機会を提供します。
- ②小中学生の体験学習の支援、中学校との共同展示、高等学校との児童向けイベント（おはなし会等）の協働等、積極的に連携・協力を図り、地域における子どもの読書活動を推進します。
- ③０歳からの乳幼児に「絵本」と出会う機会を作ること、絵本を通して親子が触れ合い、絆を深めることを目的に「ブックスタート」を実施します。事業を通して、親子で本を開くことの大切さや楽しさを啓発します。
- ④「こどもの読書週間」に合わせ、各種イベントを開催し、読書に親しむ機会の提供・啓発を行います。

（４）行政における取組

- ①子どもの視野を広げるとともに、課題意識を育み、また、課題を解決する力を養うために、「図書館を使った調べ学習」への取組を推進します。



◀令和２年度 乳幼児家庭教育学級
「親が楽しむ 読み聞かせ
～子どもと楽しいひとときを過ごすために～」

2 読書環境の整備

(1) 家庭・地域における取組

- ①子どもが読書習慣を身につけていく上で、家庭は最も身近で重要な場所です。
そのため、家庭での継続的な読み聞かせの意義を保護者に啓発し、読書環境の一層の充実を図ります。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園、保育所等では図書館等の協力を得て、子どもの発達段階に応じた良質な図書を選定します。
- ②幼稚園、保育所等では、乳幼児が安心して絵本に触れ、絵本を大切に扱う気持ちを養うことができるような絵本コーナーの整備・充実に努めます。
- ③小中学校では、「学校図書館図書標準⁹(文部科学省)」、「袖ヶ浦市図書廃棄基準」の相関を見ながら、学校図書館の蔵書率¹⁰100%の達成を目指します。また、学校図書館の図書を計画的に更新するとともに、各学校間の図書の流通を図る「物流ネットワーク」を活用し、様々な資料を子どもに素早く提供します。
- ④小中学校では、多様な文化やLGBT、特別な支援を必要とする方への理解を深め、互いを尊重することができる子どもの育成を目指し、関係資料の積極的収集に努めます。

(3) 図書館等における取組

- ①おはなし会ボランティア、ブックスタートボランティアの養成とスキルアップのために、ボランティア養成講座、スキルアップ講座を継続的に実施します。
- ②多様な文化やLGBT等、多様性についての理解を深められる関係資料の積極的収集に努めます。
- ③図書館の外国語資料（日本語併記の図書を含む）を活用し、随時図書リストを更新するとともに、おすすめの絵本の表紙を見せる展示等を行い、利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ④音声デジター等を活用し、学習障がい等により、読みの障がいのある子どもの読書支援を行います。

⁹ 「学校図書館図書標準」

公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年に文部科学省が設定した基準です。

¹⁰ 「蔵書率」

「学校図書館図書標準」に定められている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の基準です。「蔵書率」は、「蔵書数／基準蔵書数×100」で求められます。

（４）行政における取組

- ①小中学校において、蔵書管理システムにより、学校図書館資料の一層の活用を図ります。
- ②タブレット端末等のＩＣＴ機器を活用し、調べ学習の質を向上させるとともに、子どもの情報収集能力や活用能力の育成を図ります。
- ③学校図書館法の改正の趣旨をふまえ、小中学校への学校司書の配置を維持するとともに、学校図書館に関わる研修会を実施し、専門性の向上と図書館や関係機関との連携を図ります。
- ④学校図書館支援センターの事業を継続し、学校図書館への訪問、情報・資料の提供を積極的に行い、「読書センター」機能の一層の充実に努めます。
- ⑤学校図書館、市立図書館、郷土博物館の学びを支えるネットワークを構築するために、博学連携を促進し、図書流通システムの継続運用を行います。
- ⑥「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議」を開催し、各関係機関の取組の成果と課題等の情報を共有することで、課題の解決を図るとともに、各機関との一層の連携強化を目指します。

▼令和元年度 おはなし会ボランティア養成講座（中央図書館）



3 普及啓発活動の推進

(1) 家庭・地域における取組

- ①地域の生涯学習の拠点として、地域に密着して多様な学習機会や情報を提供する機能を有する市民会館・各公民館において、家庭教育学級の学習計画の中に読み聞かせ講座等を組み込みます。講座内容には、子どもの読書に関する重要性についての理解や関心を高める普及活動を積極的に取り入れていきます。
- ②関係機関が発行するガイドブックやリーフレットを保護者に配付し、各家庭での活用を推進します。

(2) 学校等における取組

- ①幼稚園、保育所等では、保育参加等の行事や、各種「おたより」を通じて、読み聞かせや読書の習慣付けの大切さや意義を保護者に広く伝えます。
- ②小中学校では、図書館だより等を発行し、読書に関する情報を伝えることで、学校図書館の活用を推進します。

(3) 図書館等における取組

- ①子どもの発達段階に応じた「おすすめ図書リスト」を定期的に発行し、読書の普及啓発に努めます。
- ②図書館のホームページや公式ツイッター等を活用し、各種事業の情報発信に努めます。

(4) 行政における取組

- ①NPO団体、民間ボランティア団体等に対し、活動機会の提供・広報活動等の支援を行います。

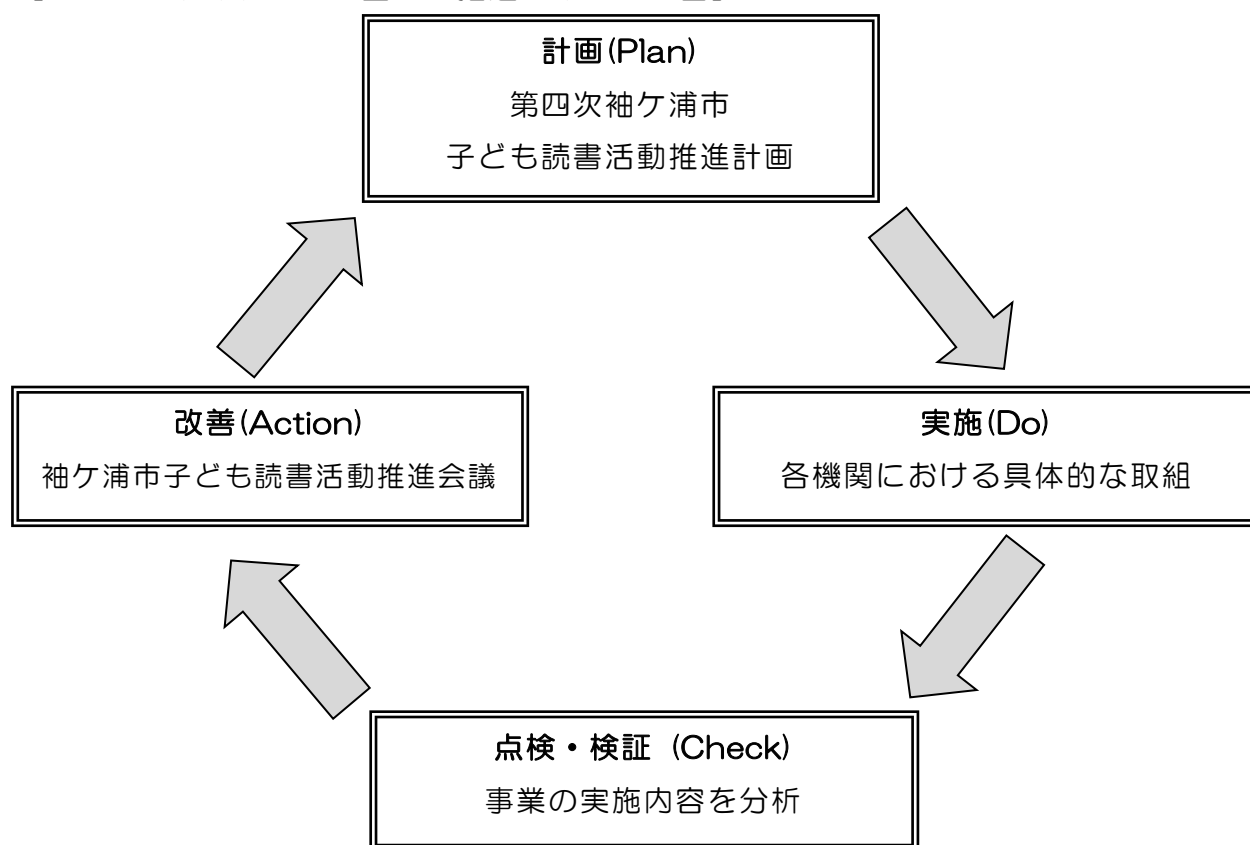
第6章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 方策の推進体制

本計画の具現化を積極的、効果的に進めていくためには、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、図書館、行政の一体的な取組と、各機関が連携し、課題解決を図ることができる体制の確立が必要です。

そのため、引き続き「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議¹¹」を開催し、取組状況を分析するとともに、内容の改善に努めることで、読書活動のより良い推進を目指します。また、第四次計画期間満了時には、各取組における成果と課題を整理し、次期計画の策定に反映させます。

【PDCAサイクル¹²に基づく推進のイメージ図】



¹¹ 「袖ヶ浦市子ども読書活動推進会議（再掲）」

「第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」に示した方策について、各関係機関が点検・検証をし、本会議において情報交換をすることにより、読書活動のより良い推進に向けて共通理解を図ります。なお、点検・検証については事務局が作成した評価シートによるものとします。

¹² 「PDCAサイクル」

Plan（計画）Do（実施）Check（点検・検証）Action（改善）を繰り返すことによって、事業を継続的に改善していく手法。目標を設定したら、計画【P】を立てて、実施【D】し、実施したことを点検・検証【C】して、より効果的になるよう改善【A】したら、再び計画【P】を立てることを繰り返していくことを指します。

2 目標とする数値

本計画の達成状況等の点検・評価を行うために、令和7年度を目標年度とする数値を定めました。

評価指標	現状【R1】		目標【R7】	
①読書が好きな子どもの割合	小6 中3	77.4% 70.2% [県:小75.7% 中71.2%] [全国:小75.0% 中68.0%] ※全国学力・学習状況調査]	小6 中3	83% 83%
②1か月に1冊も 本を読まない子どもの割合 ¹³	小6 中3	20.4% 33.6% [県:小18.5% 中31.5%] [全国:小18.7% 中34.8%] ※全国学力・学習状況調査]	小6 中3	18% 30%
③小中学校の学校図書館における 一人あたりの本の貸出冊数	小 中	67.5冊 15.4冊	小 中	60冊 20冊
④蔵書率100%に達している 市内小中学校の数	小 中	8校中8校 100% 5校中4校 80%	小 中	全校 全校
⑤学校司書を配置している 市内小中学校の数	小 中	8校中8校 100% 5校中5校 100%	小 中	全校 全校
⑥こどもの読書週間記念行事 参加人数	985人 (H27-R1 平均818人)		900人	

¹³ 「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」

「全国学力・学習状況調査」質問紙より、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の項目で「全くしない」と回答した割合を活用しています。第四次計画期間中は、市内小中学生を対象に独自調査を実施します。

關係資料

【子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日）】

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道

府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【文字・活字文化振興法（平成17年7月29日）】

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）】

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議（第169回国会、決議第2号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（笹川堯君外12名提出）

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

（西岡武夫君外6名発議）

【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年6月28日）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

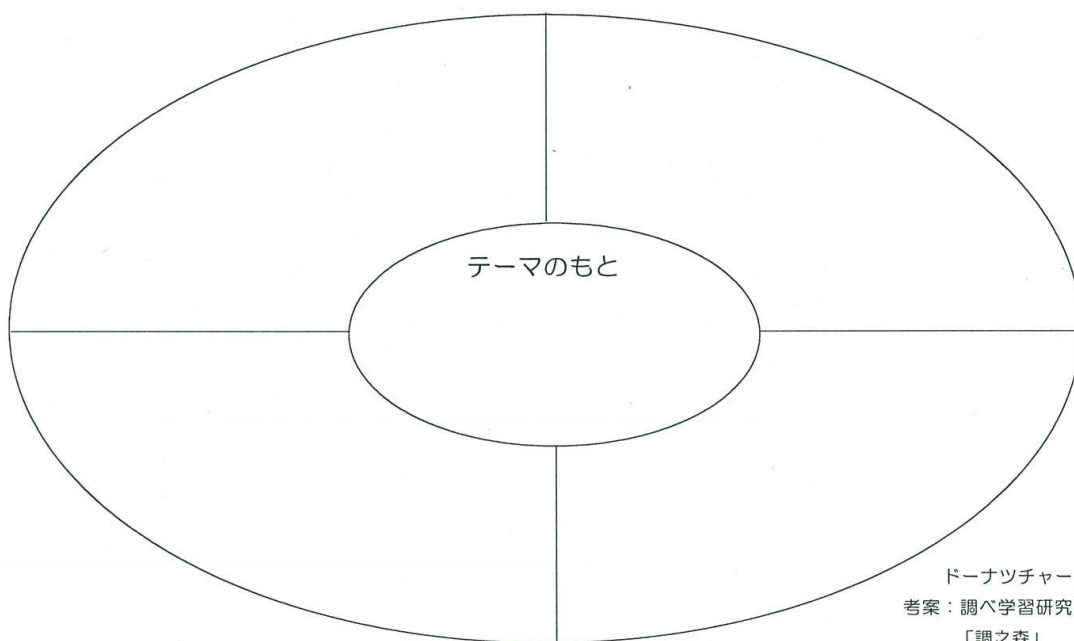
ワークシート1

テーマを見つけよう

年 組 氏名（ ）

1. 疑問に思ったこと、好きなもの、夢中になっていること、授業でもっと知りたいと思ったことなど、思いつくものを、いくつでも書いてみましょう。
2. その中から、一番調べたいと思った言葉を選んで中心に書いてください。

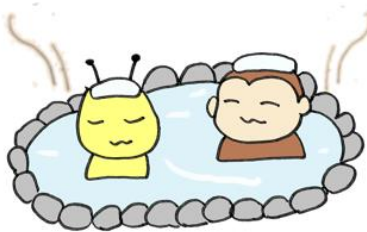
3. まわりの4か所に、問いの形で思いつく疑問を書き入れてみましょう。
調べたいこと（テーマ）がはっきりしてきます。 ※8か所以上に分割してもよい。



4. 一番、調べてみたいこと

【図書館おすすめ図書リスト】

えほん



0才～6才向け
おすすめ絵本リスト

としょクラブ
Vol. 52
袖ヶ浦市立図書館



しょうぼうしのくまさん

フィビー・ウォージントン／さく・え、
オリバー・ウィリアムス／さく・え、
こみや ゆう／やく（福音館書店）

消防士のくまさんのお仕事は、火事を消すだけではありません。消防車の点検から、木から降りられなくなった猫を助けたりと大忙しです。そして一日の終わりに、消防車をきれいに掃除しベッドに入ります。消防士のくまさんの一日を、ふんわりした温かみのあるタッチで描いた、30年以上読み継がれている人気の「くまさん」シリーズの新刊です。

3才くらいから【E W】



あのほん このほん



1ねんせい～6年生むけ
おすすめ本リスト

トショロ通信
Vol. 52
そでがうらしりつとしょかん

はりねずみとむぐらのふうせんりょうこう

アリソン・アトリーのおはなし集
アリソン・アトリー／作、上條 由美子／訳、
東郷 なりさ／絵（福音館書店）

はりねずみとむぐらが、さんぽのどちゅうにきれいなふうせんを手に入れます。つぎの日もお気に入りのふうせんをもってさんぽしていたら、つよいかがずかづかに、2ひきはふうせんといっしょに空たかくまいたがってしまいました。スリルまんてんの空のたびのはじまりです。

小さなどうぶつたちのかわいらしいおはなしが3つたのしめします。 1ねんせいくらいから【93 ア】



ジュニア トショロ



Vol. 8

小学5年生～中学生向け
おすすめ図書リスト
袖ヶ浦市立図書館

虹いろ図書館のへびおとこ

櫻井 どりお／著（河出書房新社）

お母さんの病気とお父さんの転職をきっかけに引越した小学6年生のほのかは、転校先でいじめられて、学校に行けなくなってしまいました。先生にも家族にも相談できず、たどり着いたおんぼろ図書館で、顔の右半分と右手が緑色のへびおとこのような司書と、同じように学校に行けない少年、そしてたくさんの本に出会います。図書館という居場所ができたほのかは少しずつ前を向くようになり、いじめをのりこえていきます。

作中に、たくさんの有名な絵本や児童書、おはなしが登場するのも楽しめる物語です。



6年生くらいから【913 サ】

ティーンズトショロ vol. 46

高校生向けおすすめ図書案内
袖ヶ浦市立図書館 2020年7月発行

お気に入りの一冊に出会えますように♪



『泣いたあとは、新しい靴をはこう。』
10代のどうでもよくない悩みに作家が言葉で向き合ってみた

日本ペンクラブ／編（ポプラ社）2019年12月

この本には10代をとりまく数々の悩みと、それに対する44名の作家たちからのメッセージが収められています。心や体のこと、人間関係、恋愛、家族、将来のことなどのさまざまな悩みに、作家たちが自分の体験をもとにまっすぐな言葉で答えています。心を軽く、前向きにさせてくれる1冊です。

中央青少年【159 ナ】

『これからを生きる君へ』

天野 篤／著（毎日新聞出版）2019年3月

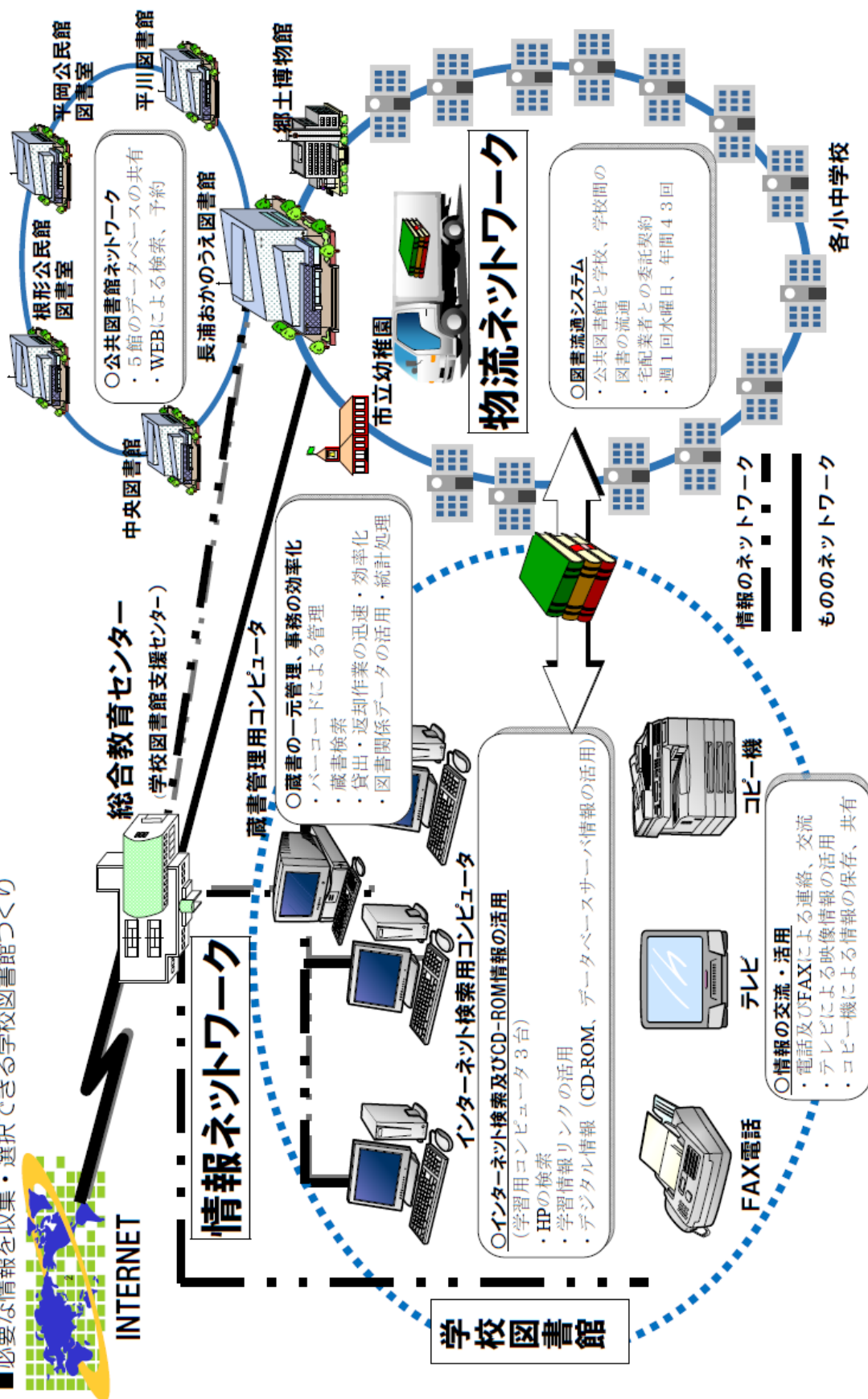
医学部を目指して大学を3浪した、どちらかといえば「エリートではない」著者が、天皇陛下の執刀医をつとめることになりました。そんな天野さんがこれまでの人生を振り返り、失敗を繰り返しながら得た「ブレない軸の作り方」を発信しています。数々の挫折があってもどうして心が折れないのか？ これからを生きるみなさんにヒントをくれる本です。

中央青少年【289.1 ア】



学習・情報センター機能の整備

■ 必要な情報を収集・選択できる学校図書館づくり



袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、子ども読書活動に関する調査及び研究を行い、計画を策定し、教育委員会へ提示する。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、この要綱に基づく計画を委員会が教育委員会へ提示し、受領された時点で終了するものとする。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充できる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

（意見等の収集）

第7条 委員会は、計画（案）の策定に関し、幅広い意見等収集のため、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

（部会）

第8条 委員会には別表2を部会員とする検討部会を設置する。

2 検討部会は、委員会に付議する事案及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

第9条 委員会及び部会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２２年１月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

学識経験者
市ＰＴＡ連絡協議会代表
図書館協議会代表
市小中学校長代表
企画課長
財政課長
子育て支援課長
保育課長
教育部長
学校教育課長
総合教育センター所長
中央図書館長
生涯学習課長

別表２（第８条関係）

子育て支援課（１名）
市立保育所（１名）
学校教育課（１名）
総合教育センター（１名）
学校図書館支援センター（１名）
市立幼稚園（１名）
学校司書（１名）
中央図書館（２名）
おはなし会ボランティア（１名）
市民会館・公民館（１名）
生涯学習課（２名）

第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

No.	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	徳永 隆憲	委員長
2	市PTA連絡協議会会長	佐久間 正博	
3	図書館協議会委員長（R2.5.25 - .8.11）	武内 喜美子	
4	図書館協議会委員（R2.9.1 - ）	大野 俊江	
5	根形小学校校長	庄司 三喜夫	
6	企画課長	千田 和也	
7	財政課長	坂田 裕昭	
8	子育て支援課長	近藤 英明	
9	保育課長	花澤 吉敬	
10	教育部長	根本 博之	副委員長
11	学校教育課長	瀧澤 真	
12	総合教育センター所長	小藤田 信明	
13	中央図書館長	嶋田 育子	
14	生涯学習課長	生方 和義	

第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討部会名簿

No.	役 職 等	氏 名	備考
1	子育て支援課 班長	漆原 聡美	
2	久保田保育所 所長	佐久間 静江	
3	学校教育課 指導主事	根本 佳子	
4	総合教育センター 研究指導主事	高橋 貴子	
5	学校図書館支援センター スタッフ	下大迫 佐智子	
6	中川幼稚園 主任教諭	平野 朋美	
7	昭和小学校 学校司書	和田 幸子	
8	中央図書館 班長	小倉 かおり	
9	中央図書館 主査	相武 麻衣子	
10	中央図書館 おはなし会ボランティア	長谷川 幸子	
11	平岡公民館 主任主事	切替 拳佑	
12	生涯学習課 班長	浦邊 宜文	事務局
13	生涯学習課 社会教育指導員	鶴岡 敦	事務局
14	生涯学習課 主任主事	宮澤 彩花	事務局

おわりに

「コロナ禍で、外では遊べないし、家の中にいてもつまらないとよく聞くけど…」と、晩秋の袖ヶ浦公園で、紅葉をスケッチする小学6年生くらいの女の子のつぶやきを聞いた。私は、女の子の脇にそっと腰を下ろし、「そうだねえ」と応えた。好意的な私の態度に気を許したのか、「わたしねえ、毎週、学校に来てくださる学校司書の先生に、本を読むことの楽しさ、本で調べることの嬉しさを教えてもらったの、だから自分の時間があるのでつまらないなんて思ったことは一度もないよ…」輝くような瞳を見て、今審査している青少年読書感想文の低学年課題図書、リズ・ガートンの「ながーいふん みじかいふん」を思い出し、重ねてこの子があと数年たったら、あのミヒャエル・エンデの「モモ」を意義深く読める高校生になるのでは、と思い、そっとそばを離れた。

かつて私たちの周りには本があふれていました。町に出れば様々な書店があり、電車に乗れば皆、本を読む姿があり、さまざまな場所でさまざまな本を目にすることができ、自然に本を手に取り、視野を広げてきました。しかし、今、「本のある風景」が消えてしまいそうな気がします。駅前にあった、たった一店の貴重な書店も閉店し、袖ヶ浦市は書店のない町になってしまいました。私たちの生活から、本や、本に出会う機会がなくなってしまいそうです。

「本を読まぬ国には、未来はない」と言われて久しくなります。「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念を受け、策定検討委員会の方々のご尽力によりここに第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画を策定することができました。このことを機会に、本の森の案内人として、よりクリエイティブな具現化を考えていきたいと思っています。

終わりにになりますが、読書活動推進計画の策定に、ご指導、ご尽力いただきました策定委員の皆様、策定委員会事務局及び関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

第四次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

委員長 徳永 隆憲



編集発行 令和3年3月
袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課

住所 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
電話 0438-62-3743



袖ヶ浦市立図書館
イメージキャラクター「トショロ」

